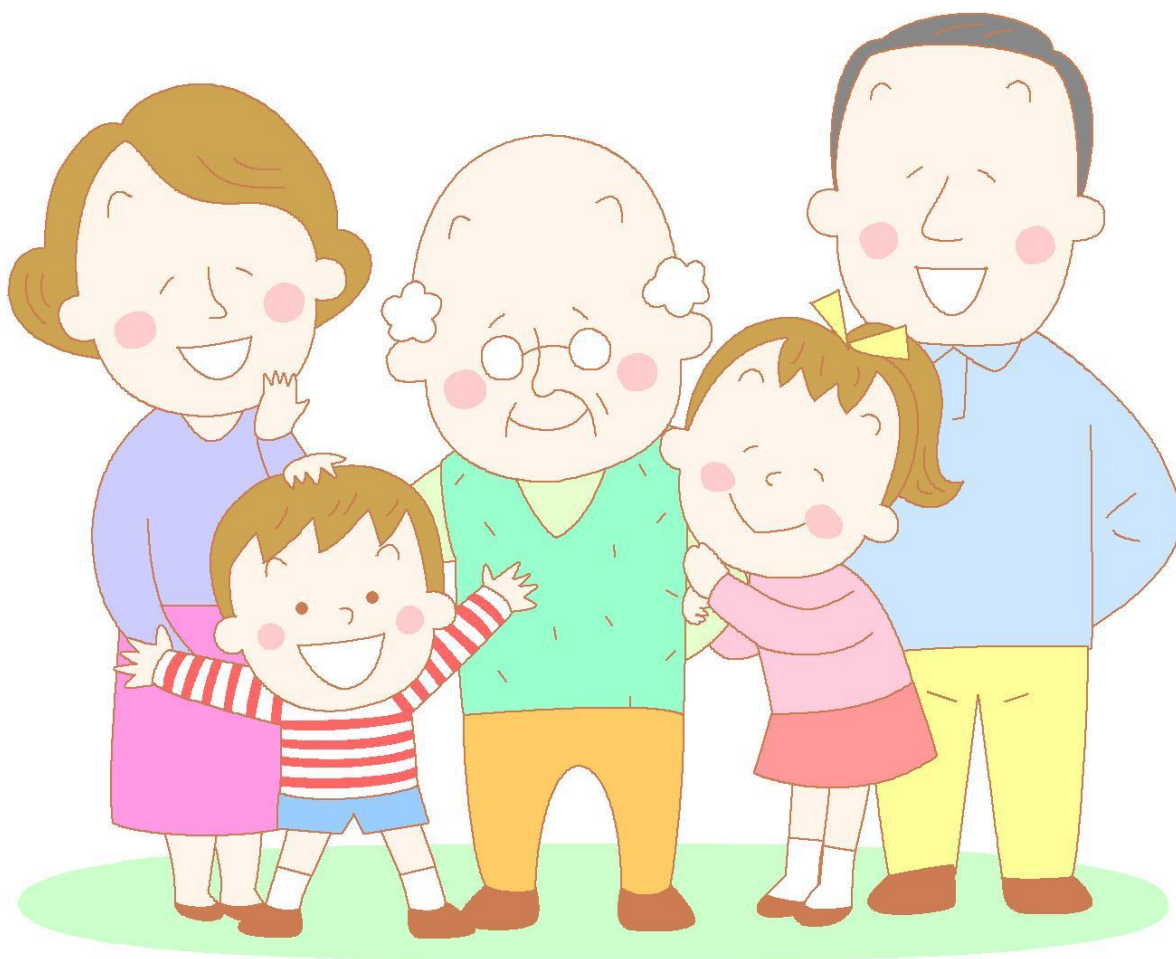


# 北栄町自治基本条例

育てよう！まちづくりのルール  
～北栄町のまちづくりをみんなの手で～



令和2年9月 改訂

# 北栄町自治基本条例

この条例はまちづくりの基本となる考え方や、町民・議会・行政の3者が力をあわせて、町政を進めていくための基本的なルールなどを定めるものです。この条例に基づいて町政を進めることにより、活力に満ちた地域社会を築いていきます。

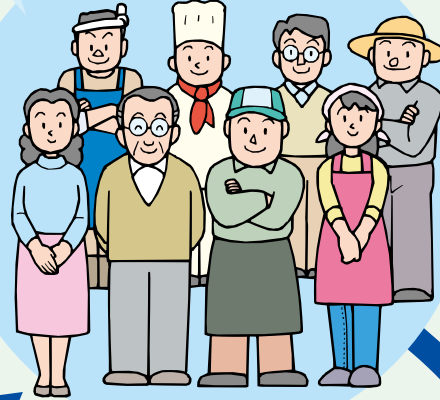
## 北栄町自治基本条例のイメージ図

### 町民とは…

- ①町内に住んでいる人
  - ②町内の事業所などで働いている人
  - ③町内の学校などで学んでいる人
- 上記のいずれか1つに該当する方をいいます。

- ・町民は、町の保有する情報を知る権利とともに、まちづくりに参画する権利を持ちます。
- ・町民は、互いに尊重しあうとともに、主体的にまちづくりに参画するよう努めます。
- ・町民は、主権者として自らの発言と行動に責任を持ちます。

### 町民・事業者



### 事業者とは…

町内で事業活動を行っている人（法人）をいいます。

- ・事業者は、町民及び町と連携し、協働の担い手としてまちづくりに参画する権利を持ちます。
- ・事業者は、事業活動を行うに当たっては、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めます。

◎請願、陳情  
傍聴など

◎議会情報の  
公開など

◎審議会などへの参画  
◎意見の提出  
◎住民投票の請求など

◎町政に参画する機会の保障  
◎情報の積極的な提供  
◎個人情報保護  
◎説明責任  
◎コミュニティの支援など

### 目指すべきまちの姿

- ◎一人ひとりの基本的人権が尊重されるまちづくり
- ◎町民が自治の主体であり、町政の主権者であるまちづくり
- ◎住民参画と協働による公平で公正なまちづくり
- ◎健康で安心・安全な暮らしができるまちづくり
- ◎人と自然が共生し、歴史・文化の息づくまちづくり
- ◎次代を担う子どもたちが夢と希望を持ち、のびのびと育つまちづくり

### 議会と議員



- ・議会は、町民の信託に応えるため、事案の決定、町政の監視、けん制、調査する権限を持ちます。
- ・議会は、町民の意思を反映したまちづくりの実現に努めます。
- ・議会は、町民への情報提供を積極的に推進するとともに、町民に開かれた議会運営に努めます。
- ・議員は、公正かつ誠実に職務を行います。
- ・議員は、地域の課題と町民の意見の把握に努めるとともに、町政全体の観点から判断を行います。

◎条例・予算などの  
議案の提出

◎条例案・予算案  
など議案の議決  
◎町政運営を監視、  
けん制

### 町長と職員



- ・町長は、町民の意向を適正に判断し、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たさなければなりません。
- ・職員は、全体の奉仕者として自覚を持ち、この条例の理念を実現するために、誠実かつ効率的に職務を遂行し、町民満足度の向上に努めなければなりません。

# 北栄町自治基本条例 逐条解説

## 前 文

私たちのまち北栄町は、美しい白砂青松の海岸を有し、大山、蒜山三山が一望できる風光明媚で、肥沃な黒ぼくの大地と広大な砂丘畑に恵まれた自然環境豊かなまちです。

私たちは、多くの先人の努力と英知によって今日の姿があることに感謝の気持ちを忘れず、この豊かな自然環境や永年培われてきた歴史や伝統、文化など誇るべき財産を守り、心からこのまちを愛し『人と自然が共生し あたたかい心のふれあうまち』を目指し、次世代に引き継がなければなりません。

そのためには、町民が自治の主体であり、町政の主権者であることを認識し、自らのまちは自らの手で創り、守り、育てるという強い意志を明確にし、自ら考え、行動することにより「町民自治のまち」の実現を図ることが必要です。

私たちは、町民一人ひとりを大切にし、自治の担い手としての責任と役割を自覚し、町民と行政とが協働してまちづくりを進め、子どもから高齢者まで安全で安心して暮らせるまち、子どもたちが夢と希望を持ち心豊かに育つまちを創るため、ここに北栄町の最高規範として、この条例を制定します。

### 【解説】

前文は、この条例を制定するに当たっての背景や目指すべきまちづくりの基本理念とその手段、制定の決意等について分かりやすく規定しています。また、前文については親しみやすく分かりやすいよう「ですます」調を取り入れました。

第1段落では、北栄町が自然環境に恵まれた住みよいまちとして発展してきたことを示しています。

第2段落では、今日の北栄町を築かれた先人たちに感謝し、この財産を守るとともにこの町を愛する気持ちを次世代へと引き継いでいくとともに、どのようなまちを理想としているかについて明記しています。

第3段落では、前段落で掲げた理想とするまちの姿を実現する手段として、主権者である町民が強い意志を持ち、考え、行動することが重要であることを明記しています。

第4段落では、この条例が本町の自治の基本を定める最高規範として位置づけることを明らかにするとともに、この条例を制定する決意を宣言しています。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、北栄町におけるまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町民、議会、行政が互いに尊重しあい、協働のまちづくりを行うために、町民参加に必要な情報を共有し、町民だれもが積極的にまちづくりに参画できるように、町政運営の基本的な考え方や仕組み等を定め、活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

## 【解説】

この条は、この条例の達成しようとする目的を規定したものです。

北栄町におけるまちづくりの基本理念を明らかにし、協働によるまちづくりを行うために必要な町政運営の基本的な考え方や仕組みを定めることで、「活力に満ちた地域社会」の実現を図ることが目的であるということを明らかにしています。

ここでいう「北栄町」とは、町民、地域、議会、執行機関の全てを含んだ全体としての「北栄町」を指します。また、「北栄町におけるまちづくりの基本理念」については、前文及び第4条において明らかにしている理念を指します。

この理念を実現するためには、町民、コミュニティ、議会、行政（町長をはじめとする町の執行機関をいう。）がお互いに尊重し、協働によるまちづくりを推進していく必要があります。それには、自治の担い手である町民の町政参画が欠かせません。この参画の推進を図ることが、前文に掲げている「町民自治のまち」の実現につながると考えています。

また、「町政運営の基本的な考え方や仕組み等を定める」とは、憲法や各法令を遵守することは当然のことですが、これら憲法、法令の規定により定められているものであっても、本町における自治の基本であると思われる事項等については、本条例においてあらためて明らかにしています。

### （用語の意味）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に住み、働き、学ぶ全ての人をいう。
- (2) 事業者 町内で事業活動を行う人をいう。
- (3) コミュニティ 町民が互いに助け合い、豊かな暮らしを築くことを目的として構成する自治会及び自主的な意思によって構成する組織をいう。
- (4) 町 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会など町の執行機関をいう。
- (5) 協働 町民、事業者及び町が互いの特性を尊重し、役割分担に基づいて対等な立場で助け合い、協力することをいう。
- (6) 参画 まちづくりに関する計画段階を含めた全ての過程に主体的に参加し、意思決定に加わることをいう。

## 【解説】

この条は、この条例において、条例全般に使用され、かつ使用頻度の高い用語の意味を規定しています。

- (1) 「町民」とは、地方自治法に定める「住民」（町内に住所を有する人で、外国人も含まれます。）のほか、町内の事業所に勤務している人や町内の学校に通学している人をいいます。
- (2) 「事業者」とは、町内で事業活動を行う個人及び団体（法人を含みます。）をいいます。
- (3) 「コミュニティ」とは、自治会のほか福祉やまちづくりなどのテーマを単位として活動している活動団体、ボランティアグループなど自由な意思に基づいて暮らしやすい地域社会を実現するために活動する組織をいいます。
- (4) 「町」とは、独自の執行権を有し、自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示することができる執行機関をいいます。町の代表者である町長と、町長から独立して専門的な

立場に立って仕事を分担する行政委員会及び委員をいいます。

(5) 「協働」とは、まちづくりの主体である町民と町、町民同士がそれぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力しあうことをいいます。

(6) 「参画」とは、政策立案から実施、評価に至る町的意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与することをいいます。「参画」は「参加」より行政活動への関与の度合いが強く、原則として責任のある役割を担う意味を持ちます。

(この条例の位置づけ)

**第3条** この条例は、町が定める最高規範であり、町は、他の条例、規則及び計画については、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。

【解説】

この条は、この条例が最高規範性を持ち、町の他の条例、規則等の制定については、この条例の内容を尊重しなければならないことを規定しています。

この条例は、北栄町の最高法規であるため、例規（条例、規則、規程、要綱など）や計画を新たに策定する場合は、この条例の趣旨に反しないよう制定しなければなりません。また、既存の例規や計画がこの条例に反する部分があれば、改正等を行う必要も出てきます。

(基本理念)

**第4条** 町民及び町は、次に掲げることをこの条例の基本理念として推進するものとする。

- (1) 一人ひとりの基本的人権が尊重されるまちづくり
- (2) 町民が自治の主体であり、町政の主権者であるまちづくり
- (3) 町民参画と協働による公平で公正なまちづくり
- (4) 健康で安心・安全な暮らしができるまちづくり
- (5) 人と自然が共生し、歴史・文化の息づくまちづくり
- (6) 次代を担う子どもたちが夢と希望を持ち、のびのびと育つまちづくり

【解説】

この条は、北栄町の目指すべきまちづくりの理念を規定することにより、町民及び町が行動する際の基本姿勢として6つの柱を規定しています。

- (1) まちづくりを進めるうえにおいて、一人ひとりの人権が尊重されることが重要であり、基本理念の第一義として定めています。
- (2) 次の(3)とともにこの条例の根幹をなす理念です。まちづくりの主役は町民であることと町民の手でまちづくりを進めていかなければならないということを定めています。
- (3) まちづくりに関する計画段階を含めた全ての過程に主体的に参加し、そして、町民、事業者、町、議会等がそれぞれの責任と役割分担に基づいて助け合い協力し、すべてのことに対し公平で公正なまちづくりを進めていくことを定めています。
- (4) 町民が幸せに暮らすためには、健康であるとともに、安心・安全なまちでなければならないことから、この理念を定めています。
- (5) 前文にもあるように、北栄町は自然環境に恵まれたまちです。この自然と共生することに

より、豊かな自然環境を守り続けることができます。また、町内に数多く残る歴史的遺産や「由良だんじり」や「追儺式」などの伝統・文化も次世代に引き継がなければならないという思いから、この理念を定めています。

(6) 次代を担う子どもたちが、この北栄町に魅力を感じ、未来への希望を持ちながら、のびのびと安心して暮らせる町にしたいという思いから、この理念を定めています。

## 第2章 町民と事業者

### (町民の権利と責務)

第5条 町民は、町の保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参画する権利を有する。

2 町民は、前条各号に掲げるまちづくりを進めるに当たっては、互いに尊重しあうとともに、主体的にまちづくりに参画するよう努める。

3 町民は、主権者として自らの発言と行動に責任を持つ。

#### 【解説】

この条は、町政を町民と行政が協働で進めていくうえで、憲法や法令、条例に規定されたすべての権利と義務を遵守することはもちろんのこと、あらためて町民の持つ権利と責務について規定しています。

第1項で町民には「情報を知る権利」と「まちづくりに参画する権利」の2つの権利があることを明記しています。この「情報を知る権利」とは、町から提供される情報を受け取るだけでなく、自ら町政に関する情報の提供を求めることができることをいいます。また、「まちづくりに参画する権利」とは、政策立案から実施、評価に至る町的意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与できることをいいます。

第2項及び第3項では、町民は、お互いの存在や価値観を認め合うことが重要であり、前文にもあるように、町民が自治の主体であり、まちづくりの担い手であることを自ら認識し、自分の発言と行動に責任を持ってまちづくりに関わることを促しています。

### (事業者の権利と責務)

第6条 事業者は、町民及び町と連携し、協働の担い手としてまちづくりに参画する権利を有する。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、自然環境及び生活環境に配慮するよう努める。

3 事業者は、社会的な役割を自覚し、町民及び町と協働しながら地域との調和を図るよう努める。

#### 【解説】

この条は、事業者もまちづくりに果たすべき役割が大きいことから、町民とは別に条文を設け、規定しています。

事業者には、当然町民と同様の権利と責務を有しますが、事業活動があらゆる環境に与える影響等を考慮し、安心して暮らせるまちづくりを進めるという観点から第2項を規定しています。

また、第3項では、事業者には社会的役割を自覚していただき、町民や町とも協働しながら、地域との連携・調和を図ることで、地域に貢献し、地域に根付いた事業者として評価されることを期待し、規定しています。

### 第3章 議会

#### (議会の権限と責務)

第7条 議会は、町民の代表として選ばれた議員によって組織された本町における意思決定機関であり、町民の信託に応えるため、事案の決定、町政の監視、けん制及び調査する権限を有する。

2 議会は、法令に定める権限を行使し、町民の意思を反映したまちづくりの実現に努める。

3 議会は、町民への情報提供を積極的に推進するとともに、町民に開かれた議会運営に努める。

#### 【解説】

この条は、町民の代表である議会の権限と果たすべき責務について規定するとともに、町民に積極的に会議を公開し、また情報提供するよう努めることを規定しています。

議決機関である議会は、町の意思決定機関であり、町政運営を監視、けん制及び調査する権限を持っています。「地域のことは地域で考え、地域で決める」という自主・自立の自治体運営が望まれるほど、こうした機能をもつ議会の果たす役割はますます大きくなります。このことから、議会の権限等については、既に法令で定められていますが、ここであらためて明記することにより、議会の権限と責務の重要性を示すものです。

また、「開かれた議会」であるため、町民に対して、会議を公開し、情報を積極的に公開または提供する努力義務があることを規定しています。

#### (議員の責務)

第8条 議員は、町民の信託に応え、この条例の理念を実現するために、公正かつ誠実に職務を遂行する。

2 議員は、地域の課題と町民の意見の把握に努めるとともに、町政全体の観点から判断を行う。

#### 【解説】

この条は、主権者である町民を代表し、行動する議員の果たす役割はとても大きいことから、権限及び責務を明確にすることにより、更なる議員の活躍を期待し、規定しています。

議員は、議会が権限を適切に行使できるように、地域の課題や町民の意見を十分把握するとともに、より高潔な倫理的義務に徹し、町政全体の観点から判断を行うことを規定しています。

## 第4章 監査委員

### (監査委員の権限と責務)

第9条 監査委員は、予算の執行、契約、財産管理等の財務に関する事務の執行及び経営に伴う事業の管理の監査並びに町の事務の執行について監査するほか、法令に定める監査を実施する権限を有する。

- 2 監査委員は、職務を遂行するに当たって、常に公平・公正の態度を保持して監査等を実施しなければならない。
- 3 監査委員は、違法・不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施することにより、市政の適法性、効率性、妥当性の保障を期するものとする。

### 【解説】

この条は、行政の透明性、効率性を保障する監査委員の役割はとても大きいことから、権限及び責務を明確にすることにより監査委員の職務の重要性を規定しています。

ここでは、外部チェック機能として外部監査（オンブズマン）制度を設けたいとの意見（策定委員会）もありましたが、費用対効果等について検討し、現在設置されている監査委員の権限と責務を明らかにすることで、その役割を担うことができると考えています。

なお、策定委員会では、現行2人制より3人制の方がより監査機能が充実するとの意見がありましたが、本条例ではあえて監査委員数には言及しませんでした。

## 第5章 町長と職員

### (町長の責務)

第10条 町長は、町民の意向を適正に判断し、町民の信託に応えるため、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、町民に対する自らの政治責任を果たさなければならない。

- 2 町長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めなければならない。
- 3 町長は、人材の育成を図るとともに、職員を指揮監督し、その能力を評価し、適正に配置するよう努めなければならない。

### 【解説】

この条では、町長の責務を明確にすることにより、町民の信託を受けた者として、この条例の目的を達成するよう全力を挙げて職務を遂行することを規定しています。

町長は、議会とともに、町民から直接選挙で選ばれた代表機関であるとともに、法律又は政令により他の執行機関の権限とされている事務以外の全ての事務を管理・執行する広い権限があります。したがって、他の執行機関と比較して、その責務は重く、町民の信託に応えるため、公平・公正で誠実な市政運営に努めなければなりません。それには、町民の意向を重要視し、適正に判断することが必要です。

また、行政の具体的な事務を担っている職員の監督者として適切な指導を行うことで、自治を推進するための補助機関である職員の能力向上に努めなければなりません。



(職員の責務)

第 11 条 職員は、全体の奉仕者として自覚を持ち、この条例の理念を実現するために、誠実かつ効率的に職務を遂行し、町民満足度の向上に努めなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得、技能の向上とともに、創意工夫に努めなければならない。また、法令及び条例等を遵守しなければならない。

【解説】

この条では、職員の責務を明確にすることにより、全体の奉仕者として自覚を促し、町民の期待に応えるべく職務を遂行することを規定しています。

職員は、まず「町民本位」の立場に立って、公平・公正で誠実で、かつ効率的に職務を遂行しないといけません。職員として当然のことですが、常にそれを意識して行うため、ここに明記するものです。また、その職務の遂行に当たっては、「憲法や法令、条例、規則等を遵守」(コンプライアンス)するとともに、自ら知識や技能の向上に努めなければなりません。また、自己啓発を行い、慣例に流されることなく創意工夫に努めなければならないこととしています。

## 第 6 章 協働と参画

(協働)

第 12 条 町民、事業者、コミュニティ及び町は、お互いの理解と信頼関係のもとに協働によるまちづくりを推進するよう努める。

2 町は、協働によるまちづくりを進めていくために、町民及び事業者(以下「町民等」という。)が自立して活動するための仕組みや協働のルールを整備し、必要な支援を行わなければならない。

【解説】

この条は、これからの町政運営を町民、事業者、コミュニティと行政とが協働と連携により行うものであることを明記するとともに、協働によるまちづくりを推進するために町のすべきことについて規定しています。

行政サービスに対する住民のニーズは、多様化してきています。それらに応えるため、限られた資源をいかに公正かつ公平に配分するかが行政にとって大きな課題になっています。こうした中で「協働」が注目されています。

「協働」というのは、第 2 条第 5 号に定義していますが、異なる主体が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら、情報や資源を共有し、地域の課題や社会的な課題を解決するために協力し合うことをいいます。町民、事業者、コミュニティ及び町が一丸となって、共通の課題や目標に向かい、力を出し合うことにより、まちづくりを推進しているというものです。

また、協働を推進するに当たっては、町は町民等やコミュニティの自発的な活動に対し、必要な支援を行うこととしています。

(参画)

第13条 町は、多様な町民参画制度の整備を図り、町民等の参画する機会を保障しなければならない。

2 町は、町民等が参画できないことによって不利益を受けることのないよう配慮しなければならない。

**【解説】**

この条は、このあとの条文で規定しています「町民意見募集」、「住民投票」、「審議会等の運営」だけでなく、いろいろな方法・制度を設けて、参画の機会を保障しなければならないことを規定しています。

「参画」というのは、第2条第6号に定義をしていますが、政策立案から実施、評価に至る町的意思形成過程や実施過程で、責任を持って主体的に関与することをいいます。

「参画」は、すべてについて必要となるものではなく、町が独断で決め、それが住民に影響を与え、住民のニーズに合わない、住民が被害を受けてしまう、ということが起こらないように、住民がその運営に一定のチェック又はコントロールを必要とするために認められるものです。

第2項では、町政に参画しようという意思はあるのですが、身体が不自由であったり、時間が自由にならなかつたりなど、様々な理由によって、参画したくても参画できない人たちに対しては、参画しないことを理由に不利益をこうむることのないよう配慮をしなければならないことを規定しています。

(町民意見募集)

第14条 町は、重要な条例や計画の策定に当たり、町民等の意見を反映させるため、事前に案を公表し、町民等が意見を提出できる機会を設けなければならない。

**【解説】**

この条は、町民等の参画の機会を保障するものとして、重要な条例や計画を作成する前に、案を公表し、この案に意見を述べる機会を設けなければならないことを規定しています。

町民に意見を求める代表的な手法である「町民意見募集（パブリックコメント）」は、これまでも、環境基本計画、北栄町行政改革プランの制定過程において実施してきましたが、制度化はされていませんでした。しかし、これからの地方自治にとって、具体の重要事案について、町民が意見を表明し、提出する機会を保障すること、また、町の説明責任を果たさせるためには、明文化が必要です。また、これを制度化することは、事案に対する町民との情報の共有化、事案への町民の意見を反映させる自治の推進につながるものになります。

この条の見出しについて、「町民意見募集」ではなく、「パブリックコメント」としてはどうかという意見（策定委員会）がありましたが、町民に分かりやすくするため、可能な限りカタカナ表記を避けるという条例全体を通した考えと、町民に意見を求める手法はパブリックコメントだけではなく、説明会や公聴会等、多様な方法を考えていくべきであることから、「町民意見募集」という見出しにしました。

(住民投票)

第 15 条 町長は、町政に係る重要事項について、住民の意思を町政に反映するため、住民投票を実施することができる。

2 町長及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

【解説】

この条は、間接民主制を補うものとして、町政に係る重要事項について、住民の意思を直接問う住民投票を実施することができることを規定しています。

現行の地方自治法では、自治体の決定は議会、あるいは首長が行うこととされています。「投票の結果に従わなくてはならない」として、住民投票に拘束力を持たせることは、同法に違反するおそれがあります。そのため、ここでは「尊重しなければならない」としています。

住民投票制度は、住民が町政に参加する究極の仕組みといえます。住民投票制度には、『非常設型（個別型）』と『常設型』がありますが、本条例では、『常設型』とし、次条で請求権等について定めています。

<参考：非常設型（個別型）と常設型>

非常設型（個別型）とは、住民の賛否を問おうとする事案ごとに、実施に必要な住民投票条例を制定するものです。例えば、「窪川町原子力発電所設置についての町民投票に関する条例」（1982年：高知県）などがあります。

常設型とは、投票資格、投票方法、成立要件など、住民投票の実施に必要な諸事項をあらかじめ住民投票条例として定めておいて、請求要件等を満たしていればいつでも住民投票が実施できる制度です。

まちづくりは、情報共有と町民の参画の実践が大切であり、住民投票に至らなくても解決できるケースが多いと考えています。住民投票については賛否両論あり、住民間に感情的な溝ができたり、軋轢<sup>あつれき</sup>を生んだりするおそれがありますので、住民投票に至ることなく重要課題を解決できることが望ましいと考えています。

本町にとって住民投票は、住民の意思確認のための最終手段としての位置付けとしてとらえています。

町政に係る重要事項とは、住民に直接その賛否を問う必要があるもので、かつ町及び住民全体に直接の利害を及ぼす事項を想定しています。

住民投票の結果は、法的拘束力はありませんが、町民の意思を真摯に受け止め、町長と議会は、住民投票の結果を尊重すべきものとしています。

(住民投票の請求等)

第16条 本町に住所を有する年齢満18歳以上の者(永住外国人を含む。)は、町政に係る重要事項について、その総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者から町長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 議会は、町政に係る重要事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、町長に対して住民投票の実施を請求することができる。

3 町長は、町政に係る重要事項について、自ら住民投票を発議することができる。

4 町長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。

5 このほか、住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

この条は、住民投票の請求を行う場合の必要な条件、署名数を明記するとともに、議会、町長についても請求できることを規定しています。

第1項では、請求に係る要件について定めています。これは以下の理由によるものです。

<「18歳以上の者」の要件>

現在では、公職選挙法が改正され、満18歳以上の者が選挙に参加できるようになりましたが、本条例制定時は、満20歳以上とされていました。本条例において、制定当時から満18歳以上の者を要件にしていたのには、次のような理由がありました。

①「児童の権利に関する条約」や「児童福祉法」では、18歳未満を「児童」として定義しており、普通自動車免許の取得や深夜労働の従事など、各法律においても、18歳以上は、政治的な判断や、経済的な自立も可能になる年齢である。

②住民投票の対象となる事項は、町の将来を左右する重大な問題であるため、できるかぎり幅広い層の住民の意見を聴くべきである。

<「永住外国人を含む」の要件>

永住権を持つ外国人としての資格は、一般的に引き続き10年以上在留していることが必要となっています。このことから、この資格を持つ人は、一定期間町内に在住していると考えられます。現在、北栄町に住んでいて、納税の義務を果たしながら地域社会の一員として生活し、将来的にも町民であり続けるであろう永住外国人の人たちも「住民」である限り、当然まちづくりに加わる権利があると考えています。

<「その総数の6分の1以上の者の連署」の要件>

この要件については、何らかの法的根拠のあるものを採用するという考え方をもとに決めました。

①地方自治法第76条(議会の解散請求)、第80条(議員の解職請求)、第81条(長の解職請求)では、原則として「その総数の3分の1以上」の者の連署で、選挙管理委員会にそれぞれ請求することができ、請求があれば住民投票をしなければならないとあります。法律の規定上、町民からの直接請求の要件で、これが最も高いハードルとなります。

②市町村の合併の特例等に関する法律第4条では、「その総数の50分の1以上」の者の連署で合併協議会の設置を請求することができますが、その請求を議会で否決され、しかも市町村長が選挙管理委員会に住民投票を請求しなかった場合、今度は、「その総数の6分の1以上」の者の連署で

住民投票を請求した場合、必ず住民投票をしなければならないこととなります。

上記の事例から、身分の得喪に直接関わることではないため「3分の1」という厳しい要件は採用しないこととし、市町村合併を協議する協議会設置が十分に町政に係る重要事項であることから、「6分の1」が適当であると判断し、これを採用しました。

第2項は、地方自治法による通常の議員提出議案の例に沿った内容となっておりますが、第4項にあるとおり、この請求がされた場合、町長は住民投票を実施しなくてはなりません。

第3項では、町長は自らの判断で住民投票を発議、実施できることを定めています。

第4項では、第1項、第2項の規定による住民、議会からの請求を町長は拒むことができず、それらの請求があった場合は住民投票が即実施されることとなります。

第5項では、実際に住民投票を行う際に必要な投票資格、投票方法、成立要件など、必要事項の詳細を定める条例を別に定めることを規定しています。

#### (審議会等の運営)

第17条 町は、審議会等を設置しようとするときは、原則として委員の公募を行わなければならない。

2 委員の選定に当たっては、男女の比率、年齢構成等が著しく不均衡にならないよう留意するとともに、同一の委員が著しく長期にわたり就任し、又は同時期に多数の審議会等の委員に就任することのないよう努めなければならない。

3 町は、原則として審議会等の会議及び会議録を公開しなければならない。

#### 【解説】

この条は、町民等の参画の機会を保障するものとして、原則、委員を公募するとともに、その構成に配慮しなければならないことを規定しています。

町には、法令、条例、要綱等の規定により、多くの審議会、委員会等が置かれています。特に、町の計画、施策等の重要な事案の策定や重要な制度運営などに際しては、町民参加の度合いを高めるために町民委員が含まれる審議会等が置かれることが多く見受けられます。したがって、町民が町政に対して参加する機会の保障として、審議会等の所掌、設置目的等を考慮の上で審議会等の委員に町民委員が含まれるものとする事と、その選考に当たっては、一般の公募を原則とすることを定めるものです。

第2項では、委員の選定に際しては、「北栄町男女共同参画推進条例」に定められているとおり、男女別の委員の数が均衡するよう努めるとともに、年齢構成等にも配慮することとしています。また、幅広い町民の意見を反映させるため、同一の委員が長期にわたって就任したり、同じ時期に多数の審議会等の委員に就任したりしないよう努めることとしています。

第3項では、町民の知る権利を保障し、開かれた町政の実現を図るため、審議会等の会議及び会議録を公開することとしています。

(コミュニティ)

第 18 条 町民等は、健康で心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、コミュニティに協力するとともに、コミュニティが自治の担い手であることを認識し、地域の課題の解決のために積極的に取り組むよう努める。

2 町は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、適切な施策を講じなければならない。

【解説】

この条は、町民自治の基礎的団体である自治会及び自主的組織に対し、町民は積極的に協力するとともに、町は必要に応じて支援することを規定しています。

町民は、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、自分の意思でまちづくりに取り組み、地域の住民同士がそれぞれ助け合いながら、地域の課題の解決に向けて自ら行動していくよう努めることを規定しています。また、町は、そのコミュニティの役割、自主性を尊重し、住民自治を損なうことのないよう、必要に応じて様々な施策を講じていくというものです。

(危機管理)

第 19 条 町民等は、危険を回避し、自らの生命、身体及び財産を守るため、町やコミュニティが主催する防災訓練等に参加し、災害に対する準備を行うなど、日頃から適切な対策を講じるよう努める。

2 コミュニティは、関係機関や町と協力し、町民等が相互に協力して安心して生活できるような対策を講じるよう努める。

3 町は、これまでの経験と知識を踏まえ、町民等の生命、身体及び財産を守るため、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立するとともに、町民等の自助及び共助を支援し、関係機関、町民等との連携、協力を努めなければならない。

【解説】

この条は、安心、安全のまちづくりのために、町民、コミュニティ、町はそれぞれの役割を担っていく必要があることを規定しています。

近年、全国で自然災害が多発していることから、災害に対する備えがますます重要となっています。町は、町民の生命や財産を守るために、数々の施策を行う必要がありますが、町民一人ひとりも日頃から自分の地域を知り、防災に関する知識を身につけること、災害が発生した際には、自分の安全を守りながら、お互いに協力するよう努める必要があります。

## 第7章 町政運営の原則

### (自治体経営)

第20条 町は、事業の実施に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めるとともに、町民満足度の向上、成果重視及び迅速対応の観点を踏まえ、次に掲げるとおり、中長期的な展望に立った自治体経営を行わなければならない。

- (1) 簡素で機能的な組織の編成に努め、効率的かつ効果的に組織を運営する。
- (2) 適切な収入を確保するとともに、効率的かつ効果的な財政運営を行う。
- (3) 予算の編成及び執行並びに決算等に関する情報を分かりやすく公表する。
- (4) 事務事業を常に点検、評価し、その結果を行財政運営に適切に反映させる。
- (5) 自主的かつ適正な法令の解釈に努めるとともに、自治立法に積極的に取り組む。

### 【解説】

この条は、町政運営に当たって留意しなければならない基本的事項について規定するものです。国・地方を通じて、極めて厳しい財政状況にある中、より一層簡素で効率的な行財政運営が求められています。その中で、行政も民間的な経営感覚を持ち、町政運営を行う必要があります。

(1) 組織については、社会情勢に柔軟に対応でき、政策を着実に遂行できるような「簡素で機能的・効率的に動けるような組織」の編成に努めるとともに、効率的かつ効果的な運営をしていかなければなりません。

(2) 町税や使用料、負担金など、適切に収入の確保に努め、安定した財源を確保することで自立した財政にするとともに、中長期的な展望に立ち効果的で効率的な政策等を展開する必要があります。

(3) 歳入歳出予算の執行状況などの公表に関しては、法令にも規定されていますが、この条例で、あらためて財政運営に関する情報を町民に分かりやすく適切な方法で公表し、公正の確保と透明性の向上を図ることとしています。

(4) 事務事業に対し、事業の目的を明確にし、町民にとってどのような成果が得られたかなどについて点検、評価をすることで限られた財源を有効に活用することができます。町は、その結果について事後の政策に適切に反映させなければなりません。

(5) 法令の解釈に当たっては、国、県の解釈に安易に従うのではなく、自治体には自主的な法令解釈権があることから、地域の特色ある政策を実現するため、法令についての調査研究を重ねることで、積極的、自主的かつ適正な法令の解釈をし、法律を使いこなせるようにするという意味です。自主的な法律解釈が定着すれば自主立法として条例をつくるということが「地方の自立」につながります。

### (まちづくりビジョン)

第21条 町は、この条例の理念にのっとり、町の将来の目指すべき姿を町民等と共有するため「まちづくりビジョン」を策定する。

2 町は、前項のビジョンの策定に当たっては、町民等の意見が反映できるよう広く町民等の参画を得て策定しなければならない。

3 町は、「まちづくりビジョン」が社会情勢の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

**【解説】**

北栄町は現在「まちづくりビジョン」を、町民との協働により策定しています。「まちづくりビジョン」は町が定める計画の中で最上位の計画ですが、当然本条例の基本理念及び前条の自治体の基本原則にのっとりたものでなければなりません。

また、「まちづくりビジョン」が本町を取り巻く社会状況などをふまえたものであるかどうかを常に検討し、必要に応じて見直しを行うこととしています。

**(情報共有)**

**第 22 条** 町は、町民参画と協働を推進し充実したものにするため、町政に関する情報を積極的に提供し、町民等との情報共有を進めていかなければならない。

**【解説】**

この条は、町からの積極的な情報提供が、この条例の目指す協働によるまちづくりを進めるに当たり重要であることから、情報共有の基本原則を規定するものです。

町政に関する情報については、積極的に町民に提供することにより、町民との情報の共有に努めることにします。

**(個人情報保護)**

**第 23 条** 町は、町民の基本的人権を守るため、個人の権利利益が侵害されることのないよう個人情報を保護しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

**【解説】**

この条は、町民の基本的人権を守るため、個人情報を厳重に保護することを規定しています。

地方公共団体の個人情報の保護に関しては、個人情報保護法第 11 条により保有する個人情報の適切な取扱いが義務付けられており、また、北栄町においては個人情報保護条例に規定されており、具体的な事例については、個人情報保護条例を適用することになりますが、個人情報の保護に関する根幹的な考えとして明記しています。

**(説明責任)**

**第 24 条** 町は、政策の立案、決定、実施及び評価に当たっては、その経過、内容、効果等について、町民等に分かりやすく説明しなければならない。

**【解説】**

この条は、政策の立案等を行う場合、その経過、内容、効果等を分かりやすく説明する責任を果たさなければならないことを規定しています。これは、町は町民に仕事の内容を具体的に説明する義務があるということです。

「説明責任」とは、町の様々な施策や事業等について町民に説明する責任をいい、本条が及ぶ範囲は広く、町の仕事の計画段階から財政上の情報などまちづくりの諸活動の成果までを想定しています。町が、政策決定の過程を明らかにすることは当然の責務であり、町民自治を進める最



低限の義務でもあります。

(要望、苦情等への対応)

第 25 条 町は、町民等の町政に関する要望、苦情、不服等について、迅速かつ誠実に回答しなければならない。

2 町は、町民等から要望、苦情、不服等として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。

3 町は、町民等の要望、苦情、不服等への対応状況について取りまとめ、これを公表しなければならない。

【解説】

この条は、町民からの要望、苦情等への取り扱いについて規定しています。

町は、町民から寄せられた意見、要望等について、迅速かつ誠実に対応し、その経過や結果等の記録を行い、公開していかなければなりません。このことが、サービスや施策の改善につながり、町民との信頼関係において重要であることから規定しています。

(町長の政権公約)

第 26 条 町長選挙の立候補予定者は、町民が政策を選択できるよう政策の理念と目標を明確にして、達成したかどうか検証可能な具体的な公約（以下「政権公約」という。）を作成するよう努める。

2 町は、立候補予定者が政権公約を作成できるよう、その求めに応じて必要な協力をしなければならない。

3 町長は、町民の信託を受けた政権公約を、町政に反映させるよう努めなければならない。

【解説】

この条は、町長選挙に際し、町民が政策を選択できるよう立候補予定者に政権公約（ローカル・マニフェストとも言われています。）を作成するよう努めることを規定しています。

この政権公約（ローカル・マニフェスト）は、従来の選挙公約とは異なり、何をいつまでにどれくらいやるか（具体的な施策、実施期限、数値目標）を明示するとともに、事後検証性を担保することで、有権者と候補者との間の委任関係を明確化することを目的としています。つまり、いつ（実施時期）の予算（目標設定）に何（具体的な施策）を盛り込んで実現させるのかを明文化するものであり、有権者の政策本位の選択に、ひいては候補者の選考に資するものとして期待されています。

## 第 8 章 連携と交流

(他の自治体との連携)

第 27 条 町は、広域的課題及びその他の共通課題を解決するため、他の地方自治体と積極的に連携し協力するよう努めなければならない。

### 【解説】

社会情勢の変化や町民の行政へのニーズの多様化、政策課題の広域化などで、一自治体では対応が困難な行政課題が増加しています。このことをふまえ、町は中部ふるさと広域連合をより一層活用するとともに、近隣の自治体と積極的に情報の共有を図り、互いの自主性を尊重しながら連携し、共通の課題の解決に努めることとします。

#### (国際交流)

第28条 町は、国際的視野を備え、国際社会で広く活躍する人材を育成するとともに、世界の平和と友好、地球環境保全に貢献するため、国際交流の推進に努めるものとする。

### 【解説】

地球環境問題を始め町民生活や地域活動は世界とつながっています。国際社会の中の自治体としての責任と役割を深く認識し、まちづくりにおいても国際的な視野をもって取り組むこととします。環境にやさしいまちづくりを進める本町の取組を広くアピールし、国際社会との連携を進めます。

また、本町では台湾台中市大肚区と青少年訪問団の派遣、受入れなどによる相互交流事業を行うなど、友好交流の推進と町民等の国際理解の促進を図っています。

## 第9章 条例の見直し等

#### (条例の見直し)

第29条 町長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本町にふさわしく、社会情勢に適合したものかを検討しなければならない。

2 町長は、前項について調査審議するため、北栄町自治基本条例審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

3 審議会は、検討の結果を踏まえ、この条例の見直しが適当であると判断したときは、町長に対し、この条例の改正を提言することができる。

4 町長は、審議会の意見を踏まえて、この条例の改正を検討し、必要な場合は速やかにその手続きをとらなければならない。

### 【解説】

この条は、この条例の見直しについて規定しています。

自治基本条例は、最高規範として制定しますので、各条項がこの条例の基本理念を踏まえたものであって、社会情勢に適合しているかどうか、形だけのものになっていないか、本町にふさわしいものであり続けているかどうか等を見守る必要があります。つまり、よりよいものに育てていく条例ということになります。そのため、町では、5年を超えない期間ごとに見直すこととしています。また、見直しを行うことにより、職員や町民が町民自治に対する意識を喚起し、あらためて町民自治について意識を持ち続けることの動機付けとするものです。

第2項では、第1項についての調査審議するため、「北栄町自治基本条例審議会」を設置することを規定しています。この審議会の設置に当たっては、第17条に規定しているとおり、委員

を公募することとなります。

第3項では、審議会は審議会での検討の結果をふまえて、見直しが適切かどうかを判断し、見直しが必要だと判断したときは、この条例の改正を提言できることとしています。

第4項では、町長は第3項の提言をふまえて、「自治基本条例」だけではなく、自治基本条例が本来の機能を発揮しているかどうか、「自治基本条例に基づく制度等」についても理念にのっとった形で機能しているかどうか、それらの見直しが適切かどうかを判断し、必要と判断した場合は速やかに改正手続きをすることを定めています。

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に条例で定めるものを除くほか、規則で別に定める。

【解説】

この条は、この条例に規定していない詳細部分については、規則で定めていくことを規定しています。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第16条の規定は、別に定める条例の施行の日から施行する。(平成19年3月23日条例第1号)

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。(平成22年3月25日条例第1号)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。(令和2年9月23日北栄町条例第19号)

【解説】

この条例の施行日については、平成19年4月1日としていますが、住民投票について規定している部分については、住民投票条例を制定後、その施行日より施行するとしたものです。